

# 東邦Alwaysカード 〈JCB〉 ご利用規定集

東邦銀行をご利用いただきありがとうございます。  
この「規定集」の内容をご確認のうえ、東邦Alwaysカード  
〈JCB〉をご利用いただきますようお願いいたします。



|                              |    |
|------------------------------|----|
| 東邦Alwaysカード〈JCB〉会員規約 .....   | 1  |
| ETCスルーカード規定 .....            | 38 |
| MyJCB利用者規定 .....             | 40 |
| J/Secure (TM) 利用者規定 .....    | 45 |
| MyJチェック利用者規定 .....           | 50 |
| 東邦Alwaysカード〈JCB〉保証委託約款 ..... | 53 |

<東邦Alwaysカード〈JCB〉キャッシュクレジット一体型の

申込みをされた方には次の特約・規定等が適用されます。>

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 東邦Alwaysカード〈JCB〉キャッシュクレジット一体型特約 ... | 59 |
| 東邦バンクカード規定 .....                    | 65 |
| 東邦ICキャッシュカード特約 .....                | 70 |
| デビットカード取引利用規定 .....                 | 73 |
| キャッシュカード機能ご利用のご案内 .....             | 76 |

# 東邦Alwaysカード〈JCB〉会員規約

## 第1章 総則

### 第1条 (会員)

- 1.株式会社東邦銀行(以下「銀行」といいます。)および株式会社ジェーシーピー(以下「JCB」といいます。)が運営するクレジットカード取引システム(以下「JCBクレジットカード取引システム」といいます。)に銀行およびJCB(以下「両社」といいます。)所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、会員区分を指定して申し込まれた方で両社が審査のうえ入会を承認した方を本会員といいます。
- 2.JCBクレジットカード取引システムに両社所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、家族会員として入会を申し込まれた本会員の家族で、両社が審査のうえ入会を承認した方を家族会員といいます。
- 3.本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード(第2条第1項で「家族カード」として定義されるものをいう。以下本条において同じ。)を使用して、本規約に基づくカード利用(第3章(ショッピング利用、金融サービス)に定めるショッピングおよび海外キャッシング1回払い、キャッシングリボ払い(以下併せて「金融サービス」という。))ならびに第5条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。以下同じ。)を行う一切の権限(以下「本代理権」という。)を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第42条第5項所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。
- 4.本代理権の授与に基づき、家族会員の家族カードによるカード利用はすべて本会員の代理人としての利用となり、当該家族カード利用に基づく一切の支払債務は本会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとします。また、本会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員をして本規約を遵守させる義務を負うものとし、家族会員が本規約に違反した場合には、両社に対し、連帯して責任を負うものとします。
- 5.本会員と家族会員を併せて会員といいます。
- 6.会員と両社との契約は、両社が入会を承認したときに成立します。
- 7.会員には、ゴールド会員、一般会員等の区分があります。会員区分により、カード(第2条第1項に定めるものをいいます。)の利用可能枠、利用範囲、利用方法、家族会員の有無等

が異なります。

- 8.会員は、カード利用による銀行に対する一切の債務について、株式会社東邦カード(以下「保証会社」といいます。)に保証を委託し、その保証を受けるものとします。
- 9.会員と保証会社との間の取り決めは、別途「東邦Alwaysカード(JCB)保証委託約款」に定めるものとします。

## 第2条 (カードの貸与およびカードの管理)

- 1.銀行は、会員本人に対し、両社が発行するクレジットカード(以下「カード」といいます。また、「カード」のうち家族会員に貸与されるカードを以下「家族カード」といいます。)を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード(以下「ICカード」といいます。)を含みます。会員は、カードを貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければならないとします。本会員は、カード発行後も、届出事項(第9条第1項の届出事項をいいます)の確認(以下「取引時確認」という)手続を銀行が求めた場合にはこれに従うものとします。
- 2.カード上には会員氏名、会員番号、カードの有効期限等(以下「カード情報」といいます。)が表示されています。カードはカード上に表示された会員本人以外は使用できません。
- 3.カードの所有権は銀行にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければならないとします。また、会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。

## 第3条(カードの再発行)

- 1.両社は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員が希望した場合、両社が審査のうえ原則としてカードを再発行します。この場合、本会員は、自己に貸与されたカードの他、家族カードの再発行についても銀行所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は両社が別途公表いたします。なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しない場合があります。
- 2.両社は、両社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号の変更ができるものとします。

## 第4条 (カードの機能)

会員は、本規約に定める方法、条件によりカードを使用することによって第3章(ショッピング利用、金融サービス)に定める機能を利用することができます。また、カードには、本規約に定める以外の機能が付されることがあります。

## 第5条 (付帯サービス等)

- 1.会員は、銀行、JCBまたは銀行もしくはJCBが提携する第三者(以下「サービス提供会社」といいます。)が提供するカー

ド付帯サービスおよび特典(以下「付帯サービス」といいます。)を銀行、JCBまたはサービス提供会社所定の方法により利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、銀行が書面その他の方法により通知または公表します。

- 2.付帯サービスはカードの種類によって異なります。会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員が本規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または両社が会員のカード利用が適当でないとは合理的に判断したときは、付帯サービスを利用できない場合があります。
- 3.銀行、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、銀行、JCBまたはサービス提供会社が付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。

#### 第6条 (カードの有効期限)

- 1.カードの有効期限は、カード上に表示された年月の末日までとします。
- 2.両社は、カードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、両社が審査のうえ引き続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」といいます。)を発行します。

#### 第7条 (暗証番号)

- 1.会員は、カードの暗証番号(4桁の数字)を両社に登録するものとし、ただし、会員からの申し出のない場合、または銀行が暗証番号として不適切と判断した場合には、銀行が所定の方法により暗証番号を登録し通知します。
- 2.会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その利用はすべて当該カードを貸与されている会員本人が利用したものと推定し、その利用代金はすべて本会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。
- 3.会員は、銀行所定の方法により申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。ただし、ICカードの暗証番号を変更する場合は、カードの再発行手続きが必要となります。(両社が特に認めた方法で変更する場合はこの限りではありません。)

#### 第8条 (年会費)

- 1.本会員は、有効期限月(カード上に表示された年月の月をいいます。)の3ヵ月後の月の第33条に定める約定支払日(ただし入会后最初の年会費については、有効期限月の翌月の約定

支払日)に銀行に対し、銀行が通知または公表する年会費(家族会員の有無・人数によって異なります。)を毎年支払うものとし、ただし、年会費が当該約定支払日に支払われなかった場合には、翌月以降の約定支払日に請求されることがあります。なお、銀行またはJCBの責に帰すべき事由によらない退会または会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。

2.カードの種類によって年会費の支払い日が異なる場合があります。この場合、銀行が通知または公表します。

#### 第9条 (届出事項の変更)

- 1.会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、お支払い口座(第33条に定めるものをいう。)、暗証番号、家族会員等(以下「届出事項」という。)について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。
- 2.前項の変更届出がなされていない場合といえども、両社は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は、両社の当該取り扱いにつき異議を述べないものとし、また、会員は、両社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとし、
- 3.第1項の届け出がないため、銀行からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第1項の変更の届け出を行わなかったことについて、会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとし、
- 4.会員が第42条第4項第6号または第7号に該当すると具体的に疑われる場合には、銀行は、会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員は、これに応じるものとし、

#### 第10条 (会員区分の変更)

- 1.本会員が申し出、両社が審査のうえ承認した場合、会員区分は変更になります。会員が両社に対し暗証番号の変更を申し出ない限り、会員区分の変更に伴い暗証番号は変更となりません。なお、会員が両社に対し暗証番号の変更を申し出た場合であっても、銀行が暗証番号として不適切と判断した場合には、暗証番号は変更となりません。
- 2.本会員が新たに別の会員区分を指定して両社または両社以外のJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社に入会を申し込んだ場合は、両社に対する会員区分の

変更の申し出があったものとして取り扱われることがあります。暗証番号は第7条第1項を準用するものとします。

3. 会員区分が変更になった場合、変更後の会員区分に応じて銀行が定めた利用可能枠、利用範囲、利用方法、家族会員、手数料率等の有無等の条件が新たに適用されます。また、家族会員等の契約、利用中の機能・サービス等が引き継がれないことがあります。

### 第11条(取引時確認)

犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認(本人特定事項等の確認をいう。)が銀行所定の期間内に完了しない場合は、銀行は入会を断ること、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。

### 第11条の2(反社会的勢力の排除)

1. 会員等は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、これらの共生者、その他これらに準ずる者(以下、総称して「暴力団員等」という。)のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為(以下、総称して「不当な要求行為等」という。)を行わないことを確約するものとします。
2. 銀行は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認められた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、銀行が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。
3. 前項、第38条第1項(1)および第42条第4項(6)(7)の規定の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について両社に請求をしないものとします。

### 第12条(業務委託)

会員は、銀行が代金決済事務その他の事務等をJCBまたは株式会社東邦カードに業務委託することを予め承認するものとします。

## 第2章 個人情報取り扱い

### 第13条(個人情報の収集、保有、利用、預託)

1. 会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」とい